

2025年2月以降に採卵・凍結された患者様には、緑色の「凍結胚廃棄同意書」をお渡ししております。この同意書は、凍結保存期間の満了後、6ヶ月以上経過しても更新または保存中止のご連絡をいただけなかった場合、当院に胚の保存権が帰属し、廃棄に同意いただくことを確認する書類となっております。

これまで、一部の患者様に対し当院から複数回のご連絡を差し上げてもお返事をいただけず、胚の保管費用およびスペースを無償で数年間確保している状況が発生しておりました。現在も多く新しい患者様が来院される中で、限られた設備・スペースの適正管理を維持するため、胚の保管期間について明確な上限を設ける必要があると判断いたしました。このような決定に至ったことにつきまして、私どもも大変心苦しく存じますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

「凍結胚廃棄同意書」は以前から使用しておりましたが、2025年2月より紙の色を緑に変更し、より注意を喚起しやすいよう改訂いたしました。また、これまでは同意書にご署名いただいた方であっても、凍結期限超過後も胚を保管し続ける対応をしておりましたが、2025年2月以降に緑色の同意書をお渡しした方については、6ヶ月の超過をもって完全廃棄とさせていただきます。期限を超過した後のお問い合わせにはご対応いたしかねますので、何卒ご了承ください。

現在、保存期限を超過している方のうち、6ヶ月未満の方は、速やかに更新およびお支払いの手続きをお願いいたします。6ヶ月以上超過されている方は、2025年6月末までに当院へお問い合わせください。なお、2025年1月時点で6ヶ月以上の超過対象となっている方には、封書およびメールにてご案内を差し上げております。ご返信をいただけない場合は、順次保管を中止し、2025年6月末までに完全廃棄となります。2025年6月末日をもって、超過対象の胚に関するお問い合わせ対応を終了いたしますので、ご了承ください。

胚の保存は、当院に保管している限り、毎年更新いただく必要がございます。そのため、一度も廃棄同意書にご署名いただいたことがない方でも、数年前からお預かりしている胚がある場合には、今回の対応と同様の取り扱いとなります。更新手続きがない場合、期限超過後は廃棄となりますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

当院では、職員一同慎重に協議を重ねたうえで、皆様の最善を考えた結果として、今回の決定に至りました。日々ご多忙のことと存じますが、胚の凍結期限をカレンダーやリマインダー等に記録し、ご家族間でも情報を共有していただけますようお願いいたします。改めまして、期限内での更新または保存中止のご連絡をお願いいたします。

何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。